

科学研究費補助金に係る審査委員の選考に関する要項 -抄-

平成16年7月13日
理 事 長 裁 定
改正 平成17年7月20日

(組織)

第2 選考会は、次の者で組織する。

- (1) 役員
- (2) 学術システム研究センターの所長、副所長及び主任研究員
- (3) 審議役
- (4) 研究事業部の部長及び課長

(選考方法)

第5 選考会は、学術システム研究センターが作成した審査委員の候補者案を基に審査委員を選考する。

(選考条件及び配慮事項)

第6 選考会における審査委員の選考に当たっての条件及び配慮事項は以下の通りとする。

- (1) 科学研究費補助金の制度を理解し、かつ当該学術研究分野に精通し、公正で十分な評価能力を有する者であること。
- (2) 大学教授又は助教授相当の識見を有する者であること。ただし、当該専門の事項に関し特に優秀と認められる場合には、講師又は助手相当の職にある者を選考することができる。
- (3) 精力的に研究活動に従事している者であれば、年齢は問わないものとするが、選考する審査委員の年齢構成を考慮しつつ、若手研究者の積極的登用に配慮すること。
- (4) 相当数の女性研究者を加えることに配慮すること。
- (5) 公私立大学、独立行政法人及び民間企業等の研究者の選考にも配慮すること。
- (6) 審査委員を選考するに際しては、特に、以下の点に注意すること。

同一の研究課題を個別に審査する審査委員は、同一の研究機関に所属する者でないこと。

各小委員会の構成は、同一の研究機関に所属する者の割合が1/3を超えないこと。

科学研究費委員会の複数の専門分野及び小委員会の審査委員を兼ねないようにすること。

審査委員の関連細目及びキーワードのバランスが適切なものとなるようにすること。

任期を終えた審査委員は連続して選考しないこと。ただし、真にやむを得ないと判断される場合は、連続して選考することができる。

各小委員会において分担して同一の研究課題を審査する審査委員が2人である場合には、前任者と同一の研究機関に所属する者は選考しないこと。

不正行為を行った者や過去に適正さを欠く審査をしたと判断される者は選考しないこと。

(学術システム研究センターによる候補者案の作成)

第7 学術システム研究センターは、次に掲げる者の中から審査委員の候補者案を作成する。

- (1) 科学研究費補助金のうち、特別推進研究、基盤研究(S・A・B)、基盤研究(C)(審査区分「一般」の人文・社会科学分野のみ)、若手研究(A)及び学術創成研究費の研究代表者、並びに特定領域研究の領域代表者のうち、審査委員候補者として登録のあった者
- (2) 学協会から審査委員の候補者にふさわしい者であるとして情報提供のあった者
- (3) 学術システム研究センターが特に必要と認めた者